狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)見直しに関する基本方針

令和2年1月

狭山市教育委員会

目 次

1 }	基本方針策定の趣旨	•••••	1
2 !	持別許可地区のある小・中学校の現状と課題	•••••	2
(1)	小学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2
1	入間川小学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2
2	入間川東小学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5
3	富士見小学校 ·····		8
4	堀兼小学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	C
5	新狭山小学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	2
6	奥富小学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	4
(2)	中学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	6
1	中央中学校 ·····	1	6
2	入間川中学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	S
3	山王中学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	2
4	堀兼中学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	4
(5)	狭山台中学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	6
			_
3	通学区域(特別許可地区)見直しの方針	2	8
資料	· 編 ··································	3	6

1 基本方針策定の趣旨

小・中学校の通学区域について、国では、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)第4条第1項第2号の規定において、通学距離については、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を定めており、通学時間については、小・中学校ともにおおむね1時間以内を目安にしています。

本市では、この国の基準を踏まえ、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、狭山市立小・中学校管理規則(昭和 32 年教育委員会規則第 1 号)第 1 6 条及び狭山市立小・中学校通学区域に関する規則(昭和 58 年教育委員会規則第 2 号)第 2 条並びに第 3 条の規定により、教育の機会均等の観点から、児童生徒が現に居住している住所により就学する学校を指定しています。

こうしたなか、昭和50年4月に新狭山小学校が開校した際には、人口急増期に通 学区域の子どもが増えた場合に一部の子どもを隣接区域の学校への就学を促すため、 本来就学する通学区域の一部に特例として特別許可地区を設けました。

その後、平成12年4月の入間川小学校の移転時、あるいは、平成23年3月の入間小学校の閉校時、平成27年3月の入間中学校の閉校時及び平成28年3月の東中学校の閉校時には、通学区域の再編を検討する地元検討会での協議を踏まえ特別許可地区を設けたことで、現在では、小学校は15校中6校で、中学校は8校中5校で通学区域の一部に特例として特別許可地区を設けています。

しかしながら、特別許可地区を初めて導入してから44年が経過し、学校を取り巻く環境が変化するなか、入間川東小学校では、狭山市駅西口周辺整備事業や狭山市駅東口土地区画整理事業が完了したことや市街化区域の農地等の宅地化により新たな居住が進んだことで、入間川東小学校の通学区域及びその周辺において人口が増えており、それに伴い入間川東小学校では、就学する児童数も増加傾向にあることに加えて、入間川小学校特別許可地区から入間川東小学校に就学する児童も増えていることで普通教室数が不足する懸念が生じています。

一方で、市全体をみれば少子化の進行により児童・生徒数が減少しているなかで、特別許可地区の児童・生徒が指定校以外の学校に就学することは、指定校の児童・生徒数のさらなる減少を招き、学校規模が小規模化する要因の一つとなっており、既に一部の中学校では、生徒数の減少により教職員数の定数が減少し、教科指導や学校行事、部活動の運営に厳しい状況が生じています。

また、特別許可地区の児童・生徒の就学状況をみると、通学区域の一部に設けている特別許可地区が形骸化している通学区域も生じています。

この基本方針は、こうした状況を踏まえて、特別許可地区において生じているさまざまな問題を解消し、学校の規模と配置の適正化を進めるため、狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)の見直しについての基本的な考え方を示すものです。

2 特別許可地区のある小・中学校の現状と課題

(1) 小学校

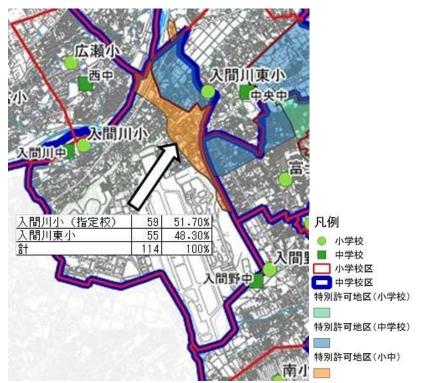
① 入間川小学校

<現状>

- 入間川小学校特別許可地区は、平成12年4月に狭山市駅西口周辺整備事業に伴い入間川小学校が現在の場所に移転する際に設定した通学区域であり、入間川東小学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の児童数は517人、学級数は19学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計は、児童数、学級数ともに増加 する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の児童が就学している学校は、指定校である入間川小学校が59人(51.7%)、入間川東小学校が55人(48.34%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の児童の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
入間川小学校		(入間川東小学校への通学が可能) 入間川3273、入間川1丁目1番~8番、16番~21番、23番、24番、入間川3丁目1番~ 4番、6番、21番、22番、30番~33番



<令和元年6月21日現在 学務課調べ>

◆学校の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
入間川小	H12.3.31	21,949	19	10	517	7	19	2		27
入間川東小	S45.3.31	10,603	21	14	636	10	21	2	2	30

- ※児童数は、令和元年5月1日現在
- ※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より
- ※特別教室の内訳は、理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び 教育相談室の合計

◆児童数の推移

			-																			
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
入間川小	730	731	704	695	677	680	701	685	653	624	604	576	558	534	518	528	537	524	530	548	527	517
入間川東小	622	607	632	627	633	612	623	587	596	584	568	582	567	567	540	546	579	568	579	587	607	636

※各年度5月1日現在の特別許可地区の児童数及び特別支援学級の児童数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
入間川小	21	22	21	21	20	21	22	22	20	19	19	19	20	19	18	20	19	19	19	20	19	19
入間川東小	21	20	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	19	20	20	21

[※]各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆児童数・学級数の推計

	•		-									
	R	R2	R	3	R	R4	R	R 5	R	16	R	27
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
入間川小	517	18	543	19	558	19	538	19	549	20	555	20
入間川東小	633	22	645	22	653	22	671	23	669	22	649	20

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

<学務課資料より>





_____ <学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

○ 入間川小学校特別許可地区では、同じ地域に居住している児童・生徒が就 学する学校が異なることで、学校の繋がりによる子どもたちの友人関係へ の影響や学校行事との兼合いから自治会、子供会活動への参加が少ないな

[※]学級数は、小学1・2年生は35人、他は40人で算出

ど、児童・生徒と地域との繋がりが希薄化する一因になっています。学校教育を充実させるうえでは、地域との連携は欠かすことのできないものであり、こうした状況を改善するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。

○ 入間川小学校特別許可地区の約5割の児童が入間川小学校に就学していますが、年度によりその割合が変化し、特別許可地区の児童の就学状況の見通しが立ちにくいため、次年度の学級編成や教職員配置を検討する学級編成作業に支障が生じる要因の一つとなっていることから、こうした学校運営上の問題を解消するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。

② 入間川東小学校

<現状>

- 入間川東小学校特別許可地区は、昭和50年4月に新狭山小学校が開校する際に、上奥富地区内にある入間川の飛び地に設定した通学区域であり、新狭山小学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の児童数は636人、学級数は21学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、年度間で増減はあるもの の児童数、学級数は増える見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の児童が就学している学校は、指定校である入間川東小学校が0人(0%)、新狭山小学校が1人(100%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の児童の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
入間川東小学校	狭山、入間川767、768、771、772、1648~1660、1662~1670、1679~1689、1717~1724、1726~1729、1737~1744-1、1745~1747-1、1748~1825、1828、1834~1855、入間川2丁目、祇園、中央1丁目27番1号~4号、28番、29番	



<令和元年6月21日現在 学務課調べ>

◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
入間川東小	\$45.3.31	10,603	21	14	636	10	21	2	2	30
新狭山小	S50.3.31	23,471	20	13	504	14	20	3		28

[※]児童数は、令和元年5月1日現在

[※]保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より

[※]特別教室の内訳は、理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び 教育相談室の合計

◆児童数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
入間川東小	622	607	632	627	633	612	623	587	596	584	568	582	567	567	540	546	579	568	579	587	607	636
新狭山小	658	690	695	728	778	777	779	783	764	731	686	682	681	680	673	627	628	599	575	535	509	504

※各年度5月1日現在の特別許可地区の児童数及び特別支援学級の児童数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

		• ,—	-																			
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
入間川東小	21	20	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	19	20	20	21
新狭山小	21	22	22	23	24	25	25	26	25	26	24	22	23	23	23	21	21	20	19	19	19	20

[※]各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆児童数・学級数の推計

	R	2	R	3	R	R4	R	15	R	R6	R	27
	児童数	学級数										
入間川東小	633	22	645	22	653	22	671	23	669	22	649	20
新狭山小	481	19	489	19	470	17	463	17	492	18	527	18

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増 減等の要因は考慮していない。

※学級数は、小学1・2年生は35人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

- 入間川東小学校特別許可地区では、居住地に隣接する上奥富地区の通学区域 が新狭山小学校であることから、子どもたちの友人関係で新狭山小学校を選 択していて、入間川東小学校に就学する児童はいないことから、特別許可地 区は廃止して地域の実態に即した通学区域への見直しを検討する必要があ ります。
 - 入間川東小学校は、学校の敷地面積が小学校15校中最も狭隘でありなが ら、児童数、学級数ともに2番目に学校の規模が大きい状況にある中で、 狭山市駅西口周辺地区整備事業や狭山市駅東口土地区画整理事業の完了 や市街化区域の農地等の宅地化が進行していることなどにより新たな居 住が進み、人口が増えていることに伴い入間川東小学校に就学する児童数

も増加傾向にあります。こうしたなか、入間川東小学校には、入間川小学校特別許可地区から55人、奥富小学校特別許可地区から6人の児童が就学していて、令和元年5月1日現在の普通教室数は21教室、特別教室数は14教室ですが、新たな学習指導要領への対応を考えると普通教室に転用できる特別教室は限られており、このまま児童が増え続けると令和2年度以降には普通教室数が不足する懸念があることから、早急に普通教室数を確保するための方策として入間川東小学校の児童数の増加を抑制するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。

◆入間川小学校及び奥富小学校それぞれの特別許可地区を廃止した場合の入間川東小学校の児童 数・学級数の推計

学校名	F	R2	R	13	R	4	R	!5	R	R6	R	17
, , ,	児童数	学級数										
入間川東小	623	21	625	21	623	21	631	21	619	21	589	20

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

<学務課資料より>

参考

◆入間川小学校特別許可地区を廃止した場合の入間川小学校の児童数・学級数の推計

学校名	R	22	R	13	F	R4	R	! 5	R	R6	R	27
7 12 1	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
入間川小	526	18	561	18	585	21	574	20	594	20	609	20

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

<学務課資料より>

◆奥富小学校特別許可地区を廃止した場合の奥富小学校の児童数・学級数の推計

学校名	R	2	R	13	R	<u>1</u> 4	R	15	R	16	R	27
7 12 1	児童数		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
奥富小	334	12	323	12	305	12	294	12	283	12	261	11

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

<学務課資料より>

[※]学級数は、小学1・2年生は35人、他は40人で算出

[※]学級数は、小学1・2 年生は35人、他は40人で算出

[※]学級数は、小学1・2 年生は35人、他は40人で算出

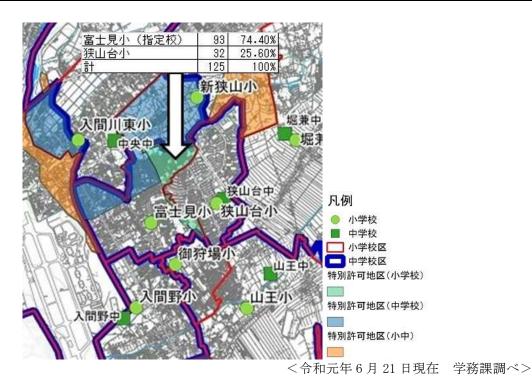
③ 富士見小学校

<現状>

- 富士見小学校特別許可地区は、平成28年3月に東中学校が閉校する際に 設定した通学区域であり、狭山台小学校への就学を選択することが可能で す。
- 令和元年5月1日現在の児童数は690人、学級数は23学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、児童数、学級数ともに減少する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の児童が就学している学校は、指定校である富士見小学校が93人(74.4%)、狭山台小学校が32人(25.6%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の児童の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
富士見小学校	入間川1237、1260、1263、1264、1266、1282、1400、1402、1407~1417、1434~1443、1448~1451、1453~1476、1494~1503(字上窪)、1506、1527-3、1529-3、1529-6、1531-10、1532、1533、1638、1647、1730~1733、3133、中央1丁目1番~26番、27番(8、10、11、19、33)号、30番~49番、中央2丁目、中央3丁目1番、2番、3番(2~8、10~22、25、61~63)号、4番5号、9番、10番(1~3、11)号、11番(5~8、20~22、26~28、37)号、中央4丁目、富士見1丁目、富士見2丁目1番~18番	(狭山台小学校への通学が可能) 入間川1400、1402、1407~1414、1416、1417、1451、1453、1454、1455、1460-8~1460-25、1463、1464、中央2丁目、中央3丁目1番、2番、3番(2~8、10~22、25、61~63)号、4番5号、9番、10番(1~3、11)号、11番(5~8、20~22、26~28、37)号



◆学校施設の現況

	又マクラレカレ									
	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
富士見小	\$48.3.31	21,515	23	15	690	16	23	3		32.4
狭山台小	\$50.3.31	23,560	16	23	451	9	16	2	2	27

[※]児童数は、令和元年5月1日現在

[※]保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より

[※]特別教室の内訳は、理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び 教育相談室の合計

◆児童数の推移

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
į i	富士見小	994	972	956	972	962	985	985	939	937	864	847	812	791	758	767	752	738	740	707	712	673	690
ž	挟山台小													639	599	568	559	531	524	492	491	483	451

※各年度5月1日現在の特別許可地区の児童数及び特別支援学級の児童数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
富士見小	29	27	26	27	27	28	28	27	27	25	25	24	25	25	25	24	25	25	23	23	22	23
狭山台小													22	21	21	20	19	18	18	17	18	16

※各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

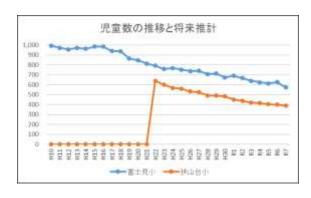
◆児童数・学級数の推計

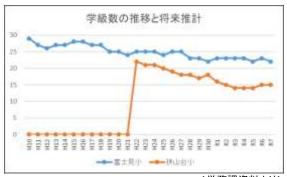
	R	22	R	13	R	R4	F	!5	R	16	R	27
	児童数	学級数	児童数	学級数								
富士見小	667	23	639	23	624	23	613	22	626	23	573	22
狭山台小	438	15	420	14	414	14	403	14	399	15	388	15

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、小学1・2 年生は35人、他は40人で算出

<学務課資料より>





______ <学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

- 富士見小学校特別許可地区では、同じ地域に居住している児童・生徒が就学する学校が異なることで、学校の繋がりによる子どもたちの友人関係への影響や学校行事との兼合いから自治会、子供会活動への参加が少ないなど、児童・生徒と地域との繋がりが希薄化する一因になっています。学校教育を充実させるうえでは、地域との連携は欠かすことのできないものであり、こうした状況を改善するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。
- 富士見小学校特別許可地区の約7割の児童が富士見小学校に就学していますが、年度によりその割合が変化し、特別許可地区の児童の就学状況の見通しが立ちにくいため、次年度の学級編成や教職員配置を検討する学級編成作業に支障が生じる要因の一つとなっていることから、こうした学校運営上の問題を解消するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。

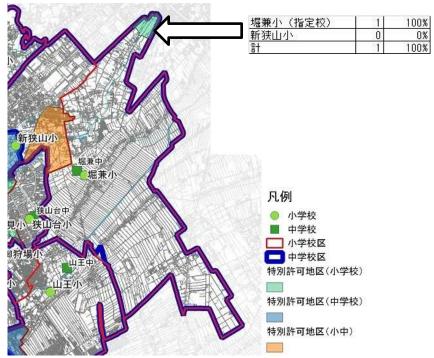
④ 堀兼小学校

<現状>

- 堀兼小学校特別許可地区は、昭和50年4月に新狭山小学校が開校する際に、川越市に隣接する青柳地区と新狭山地区それぞれの一部に設定した通学区域であり、新狭山小学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の児童数は266人、学級数は13学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、児童数、学級数ともに減少する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の児童が就学している学校は、指定校である堀兼小学校が1人(100%)、新狭山小学校が0人(0%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の児童の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
	大字堀兼1~1659、1935、1940~2104、2383~2546、2548~2595、2597以上、大字上赤坂、大	(新狭山小学校への通学が可能)
	字中新田、大字青柳1~324、326、327、330~332、340、344~1770、1782、1783、新狭山1丁目	大字青柳953~962、964~966、1510~1520、1522、1528~1532、1537~1540、
	13~19	1542, 1546, 1547, 1549, 1551, 1552, 1554~1556, 1558~1562, 1564, 1565, 1567
堀兼小学校		~1569、1571~1575、1578、1579、1581~1584、1586~1590、1594~1597、新狭山1
		丁目18、19



<令和元年6月21日現在 学務課調ベ>

◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
堀兼小	\$43.3.31	18,537	13	18	266	2	13	1		21
新狭山小	S50.3.31	23,471	20	13	504	14	20	3		28

[※]児童数は、令和元年5月1日現在

[※]保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より

[※]特別教室の内訳は、理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び 教育相談室の合計

◆児童数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
堀兼小	453	418	410	395	385	364	352	353	322	318	309	290	289	275	280	282	281	278	278	279	275	266
新狭山小	658	690	695	728	778	777	779	783	764	731	686	682	681	680	673	627	628	599	575	535	509	504

[※]各年度5月1日現在の特別許可地区の児童数及び特別支援学級の児童数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移と将来推計

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
堀兼小	15	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13
新狭山小	21	22	22	23	24	25	25	26	25	26	24	22	23	23	23	21	21	20	19	19	19	20

※各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆児童数・学級数の推計

	R	22	R	3	R	14	R	15	R	16	R	?7
	児童数	学級数										
堀兼小	259	13	255	12	252	11	249	10	236	9	231	8
新狭山小	480	19	487	19	467	17	459	17	487	18	521	18

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、小学1・2 年生は35人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

○ 堀兼小学校特別許可地区では、特に青柳地区の特別許可地区は原則的には 宅地開発ができない市街化調整区域であり、新たな居住も進まないと予想 されることから、特別許可地区は廃止して地域の実態に即した通学区域へ の見直しを検討する必要があります。

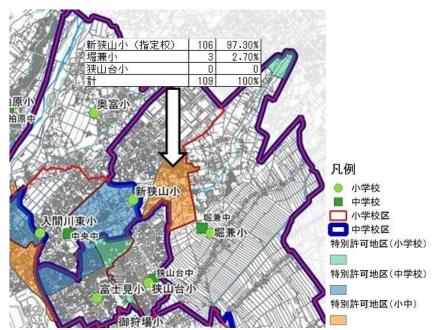
⑤ 新狭山小学校

<現状>

- 新狭山小学校特別許可地区は、昭和50年4月に新狭山小学校が開校する際に堀兼地区の一部に設定した通学区域であり、堀兼小学校又は狭山台小学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の児童数は504人、学級数は20学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、年度間で増減はあるもの の児童数は増加し、学級数は減少する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の児童が就学している学校は、指定校である新狭山小学校が106人(97.3%)、堀兼小学校が3人(2.7%)、狭山台小学校が0人(0%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の児童の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
新狭山小学校	1196~1200、1204~1226、1229、1230、1232~1236、1240、大字青柳325、328、329、333、343、大字加佐志1~531、大字東三ツ木、新狭山1丁目1番~12番、新狭山2丁目、新狭山3丁目	(堀兼小学校・狭山台小学校への通学が可能) 大字青柳325、328、329、333-4、333-8~333-17、大字加佐志1~7、9~16、18~54、56~59、62、63、65~74、75-1、76-1、77-3、78~83、85、86、99~91、93、94、95-1、137-6、143、145-1、146~148、150~156、158~189、192~214、216~236、238~248、250~263、265~273、278~287、295、297、329~345、347~365、366-2、366-12、367~370、371-11、380-3、382-3、383~385、388-3、461、462、467、468、471~478、480、481、483~502、505、506、508~522、524~531、大字東三ツ末60、62、65、67~69、71、74、79~94、98、100~109、112~118、120~122、126~130、140~164、165-1、170-1、171、172-4、172-6、201、456-3、457-1、462



<令和元年6月21日現在 学務課調べ>

◆学校施設の現況

	又マノシしかし									
	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
新狭山小	S50.3.31	23,471	20	13	504	14	20	3		28
堀兼小	S43.3.31	18,537	13	18	266	2	13	1		21
狭山台小	S50.3.31	23,560	16	23	451	9	16	2	2	27

- ※児童数は、令和元年5月1日現在
- ※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より
- ※特別教室の内訳は、理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び 教育相談室の合計

◆児童数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新狭山小	658	690	695	728	778	777	779	783	764	731	686	682	681	680	673	627	628	599	575	535	509	504
堀兼小	453	418	410	395	385	364	352	353	322	318	309	290	289	275	280	282	281	278	278	279	275	266
狭山台小													639	599	568	559	531	524	492	491	483	451

※各年度5月1日現在の特別許可地区の児童数及び特別支援学級の児童数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新狭山小	21	22	22	23	24	25	25	26	25	26	24	22	23	23	23	21	21	20	19	19	19	20
堀兼小	15	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13
狭山台小													22	21	21	20	19	18	18	17	18	16

※各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

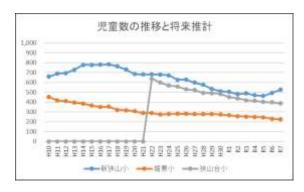
◆児童数・学級数の推計

	R	R2	R	13	F	<u>1</u> 4	R	!5	F	R6	R	.7
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
新狭山小	480	19	487	19	467	17	459	17	487	18	521	18
堀兼小	259	13	255	12	252	11	249	10	236	9	231	8
狭山台小	443	18	425	14	414	14	403	14	399	15	388	15

※この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、小学1・2 年生は35人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

○ 新狭山小学校特別許可地区では、小学校就学にあたり、子どもたちの中学校までの繋がりを見通して新狭山小学校または堀兼小学校を選択していて、狭山台小学校に就学する児童はいないことから、特別許可地区は廃止して地域の実態に即した通学区域への見直しを検討する必要があります。

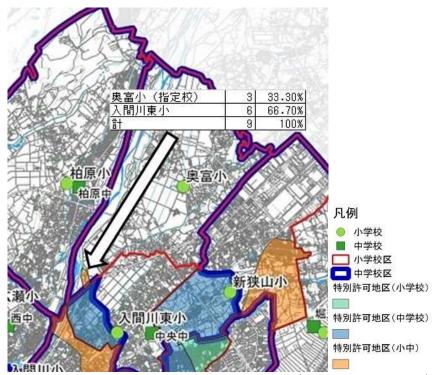
⑥ 奥富小学校

<現状>

- 奥富小学校特別許可地区は、平成15年4月に上奥富地内の宅地開発された一部に設定した通学区域であり、入間川東小学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の児童数は320人、学級数は11学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、児童数、学級数ともに減少する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の児童が就学している学校は、指定校である奥富小学校が3人(33.3%)、入間川東小学校が6人(66.7%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の児童の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
	大字上奧富、大字下奧富、大字柏原新田	(入間川東小学校への通学が可能) 大学上奥富1181、1182、1197~1203、1220~1241、1244~1259、1525



<令和元年6月21日現在 学務課調ベ>

◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
奥富小	S41.3.31	18,376	11	11	320		11			18.4
入間川東小	S45.3.31	10,603	21	14	636	10	21	2	2	30

[※]児童数は、令和元年5月1日現在

[※]保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より

[※]特別教室の内訳は、理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び 教育相談室の合計

◆児童数の推移

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	奥富小	350	329	330	316	307	315	312	319	322	330	346	349	346	363	352	364	340	332	334	324	319	320
λ	間川東小	622	607	632	627	633	612	623	587	596	584	568	582	567	567	540	546	579	568	579	587	607	636

[※]各年度5月1日現在の特別許可地区の児童数及び特別支援学級の児童数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
إ	奥富小	12	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	13	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11
λ	間川東小	21	20	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	19	20	20	21

[※]各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆児童数・学級数の推計

	R	22	R	3	R	R4	R	15	R	16	R	R7
	児童数	学級数										
奥富小	333	12	321	12	302	12	290	12	278	12	255	11
入間川東小	633	22	645	22	653	22	671	23	669	22	649	20

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、小学1・2 年生は35人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

○ 奥富小学校特別許可地区の約3割の児童が奥富小学校に就学していますが、将来推計では児童数が減少する見込みであり、学校の適正規模を維持するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。

◆奥富小学校特別許可地区を廃止した場合の奥富小学校の児童数・学級数の推計

	R	22	R	13	R	R4	R	₹5	R	R6	R	R7
	児童数	学級数										
奥富小	334	12	323	12	305	12	294	12	283	12	261	11

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、小学1・2年生は35人、他は40人で算出。

<学務課資料より>

(2) 中学校

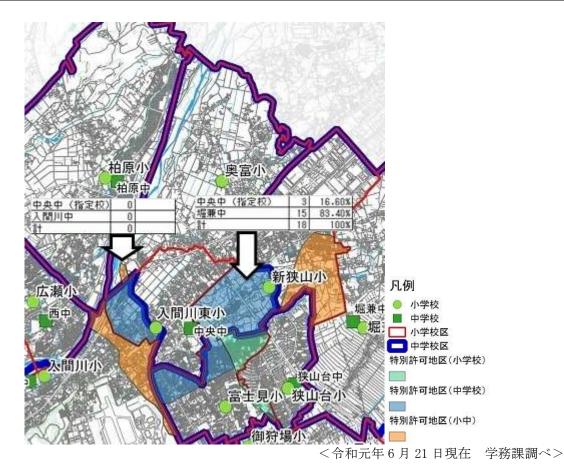
① 中央中学校

<現状>

- 中央中学校特別許可地区は、平成28年3月に東中学校が閉校した際に設定した2つの通学区域であり、入間川中学校への就学を選択することが可能な通学区域と新狭山小学校に在籍する児童に限り堀兼中学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の生徒数は455人、学級数は14学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、年度間で増減はあるもの の生徒数、学級数ともに概ね同程度で推移する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の生徒が就学している学校は、入間川中学校への就学が可能な通学区域から中学校に就学する生徒はいない状況です。また、新狭山小学校在籍児童については、指定校である中央中学校が3人(16.6%)、堀兼中学校が15人(83.4%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の生徒の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
中央中学校	1189~1192、1196~1200、1204~1226、1229、1230、1232~1236、1240、1648~1660、1662~1670、1679~1689、1717~1724、1726~1729、1737~1744—1、1745~1747—1、1748~1825、1828、1834~1855、入間川2丁目7番(1~4)、24~46)号、8番~17番、18番(31~47、50~70)号、39番~43番、祇園、中央1丁目27番(1~4)号、28番、29番、30番17号、大字上奥富、大字下奥富、大字柏原新田	(入間川中学校への通学が可能) 大字上奥富1181、1182、1197~1203、1220~1241、1244~1259、1525 (新狭山小学校在籍児童に限り、堀兼中学校への新入学が可能) 沢、入間川632~659、716、717、722~736、767、768、771、772、856~971、974~980、989~1009、1023~1031、1093~1118、1122~1131、1133~1138、1154~1167、1173~1177、1186、1187、1189~1192、1196~1200、1204~1226、1229、1230、1232~1236、1240



◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
中央中	\$60.3.31	25,299	14	13	455	12	14	2	1	30
入間川中	S56.3.31	31,987	8	23	247		8			19
堀兼中	S46.3.31	23,120	14	17	399	3	14	2		29.6

- ※生徒数は、令和元年5月1日現在
- ※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より
- ※特別教室の内訳は、理科室、音楽室、技術室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室、 教育相談室及び進路資料・指導室の合計

◆生徒数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中央中	421	386	356	341	350	362	352	341	340	324	342	335	354	344	370	389	424	438	447	450	441	455
入間川中	488	459	466	439	431	417	413	417	413	419	382	389	373	376	329	288	243	245	246	266	248	247
堀兼中	551	536	526	486	446	452	489	502	494	488	510	511	493	471	448	449	430	428	428	451	424	399

※各年度5月1日現在の特別許可地区の生徒数及び特別支援学級の生徒数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中央中	12	11	10	10	11	11	10	9	10	9	10	9	11	9	10	11	12	12	12	12	14	14
入間川中	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	10	9	8	8	8	9	8	8
堀兼中	15	15	15	14	13	13	14	14	14	14	16	17	16	15	14	14	14	14	14	14	13	14

※各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆生徒数・学級数の推計

	R	2	R	13	R	24	R	15	R	₹6	R	27
	生徒数	学級数										
中央中	465	15	481	16	497	16	493	16	505	16	506	16
入間川中	246	7	261	8	282	9	297	9	297	9	301	9
堀兼中	389	14	390	14	406	14	402	14	393	14	363	12

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

- 入間川中学校への就学が可能な中央中学校特別許可地区では、入間川中学校に就学する生徒がいない状況が続いていることから、特別許可地区は廃止して地域の実態に即した通学区域への見直しを検討する必要があります。
- 堀兼中学校への就学が可能な中央中学校特別許可地区では、中学校就学にあたり、子どもたちの小学校からの繋がりにより堀兼中学校を選択していることから、特別許可地区は廃止して地域の実態に即した通学区域への見直しを検討する必要があります。
- 中央中学校は、入間川東小学校に在籍していた生徒数の増加に加えて、入間川中学校特別許可地区の生徒33名が就学していて、令和元年5月1日現在の普通教室数は14教室、特別教室数は13教室ですが、新たな学習指導要領への対応や特別支援学級増設への対応を考えると普通教室に転用できる特別教室は限られており、このまま生徒数が増え続けると普通教室数が不足する懸念があることから、普通教室数を確保するための方策として中央中学校の生徒数の増加を抑制するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。

◆入間川中学校特別許可地区を廃止した場合の中央中学校の生徒数・学級数の推計

学校名	R	22	R	23	R	84	R	25	R	R6	R	27
7 12 1	生徒数	学級数										
中央中	448	14	447	14	446	15	442	14	454	14	455	15

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

<学務課資料より>

[※]学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出

② 入間川中学校

<現状>

- 入間川中学校特別許可地区は、平成12年4月に狭山市駅西口周辺地区整備事業に伴い入間川小学校が現在の場所に移転する際に設定した通学区域であり、入間川東小学校在籍児童に限り中央中学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の生徒数は247人、学級数は8学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、生徒数、学級数ともに増加する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の生徒が就学している学校は、指定校である入間川中学校が2人(5.7%)、中央中学校が33人(94.3%)です。また、入間川小学校特別許可地区から入間川東小学校に在籍していた児童が就学している学校は、指定校である入間川中学校が33人(75.0%)、中央中学校が11人(25.0%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の生徒の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
入間川中学校		(人間川東小学校在籍児童に限り、中央中学校への新入学が可能) 入間川3273、入間川1丁目1番~8番、16番~21番、23番、24番、入間川2丁目1番~6番、7番(13~22、47、49)号、18番(1~27、48、49)号、19番~38番、入間川3丁目1番~4番、6番、21番、22番、30番~33番



<令和元年6月21日現在 学務課調ベ>

◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
入間川中	S56.3.31	31,987	8	23	247		8			19
中央中	S60.3.31	25,299	14	13	455	12	14	2	1	30

- ※牛徒数は、令和元年5月1日現在
- ※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より
- ※特別教室の内訳は、理科室、音楽室、技術室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室、 教育相談室及び進路資料・指導室の合計

◆生徒数の推移

· — »			-																			
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
入間川中	488	459	466	439	431	417	413	417	413	419	382	389	373	376	329	288	243	245	246	266	248	247
中央中	421	386	356	341	350	362	352	341	340	324	342	335	354	344	370	389	424	438	447	450	441	455

※各年度5月1日現在の特別許可地区の生徒数及び特別支援学級の生徒数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
入間川中	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	10	9	8	8	8	9	8	8
中央中	12	11	10	10	11	11	10	9	10	9	10	9	11	9	10	11	12	12	12	12	14	14

※各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆生徒数・学級数の推計

	R	22	R	3	F	24	R	!5	R	16	R	R7
	生徒数	学級数										
入間川中	246	7	261	8	282	9	297	9	297	9	301	9
中央中	465	15	481	16	497	16	493	16	505	16	506	16

※この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

○ 入間川中学校では、入間川中学校特別許可地区の生徒44名が中央中学校 に就学していて、学校規模が小規模化する要因の一つになっています。教 科担任制をとる中学校において学校の規模が小さいと、教科ごとに専門の 教科担任をすべて配置できず、教育の質を保つことが難しく継続的な教科 指導上の問題が生じる恐れがあります。また、部活動の運営では、特に、 集団競技の部員を確保するのが厳しい状況が生じています。こうした状況 を改善するためには、一定の学校規模が必要であり、入間川中学校の生徒 数の減少を抑制するためには、特別許可地区は廃止して指定校へ就学する 見直しを検討する必要があります。

◆入間川中学校特別許可地区を廃止した場合の入間川中学校の生徒数・学級数の推計

学校名	R	R2	F	13	R	<u>1</u> 4	R	15	R	R6	R	R7
, 121	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
入間川中	262	7	293	8	330	10	345	10	345	10	349	11

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

<学務課資料より>

参考〈再掲〉

◆入間川中学校特別許可地区を廃止した場合の中央中学校の生徒数・学級数の推計

学校名	F	R2	F	23	R	R4	R	₹5	R	16	R	?7
, , , ,	生徒数	学級数										
中央中	448	14	447	14	446	15	442	14	454	14	455	15

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

<学務課資料より>

[※]学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出。

[※]学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出。

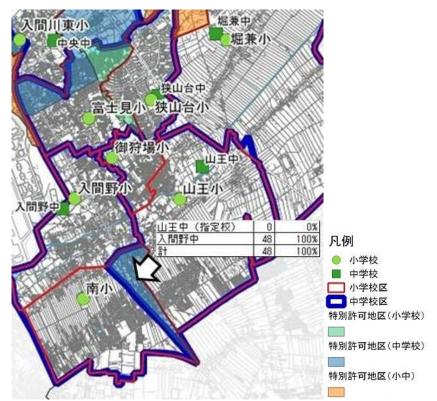
③ 山王中学校

<現状>

- 山王中学校特別許可地区は、平成27年3月に入間中学校が閉校する際に 設定した通学区域であり、入間野中学校への就学を選択することが可能で す。
- 令和元年5月1日現在の生徒数は333人、学級数は12学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、年度間で増減はあるもの の生徒数、学級数ともに概ね同程度で推移する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の生徒が就学している学校は、指定校である山王中学校が0人(0%)、入間野中学校が48人(100.0%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の生徒の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
山王中学校	3145-24~3145-32、大字北入曽1~255、372~439、441~444、446~461、463~481、484~523、525、526、530~547、556~720、726、729~736、738~751、755、772~776、1443~1461、1464~1467、1469~1500、1504~1508、1514、1517~1523、1525、1526、1902、1903、大字南入曽1~380、	(入間野中学校への通学が可能) 大字南入曽406-12、423-1、423-7、423-8、423-10~423-12、426~456-18、459-25、459-26、459-28、550~551-1、553~553-1、554-1~567-8、585-9、1021~ 1026、1028、1029、1030-2~1030-50、1143~1158、大字水野410~413-1、426~430-2、437~467-1、467-3~467-70、467-70、467-77、467-79~467-115、469~477、478-74、481~487-16、501~507-1、507-4、513~516-1、516-8~516-9、523-5~523-10、524~526、527-4、527-5、536、537



<令和元年6月21日現在 学務課調べ>

◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
山王中	S53.3.31	31,956	12	26	333	8	12	2		25
入間野中	S63.3.31	24,114	14	16	521		14			28

[※]生徒数は、令和元年5月1日現在

◆生徒数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
山王中	445	469	466	451	385	369	349	369	364	378	363	369	367	362	325	292	317	342	368	359	340	333
入間野中	509	509	499	468	416	390	375	366	347	341	327	323	296	302	305	311	307	597	538	493	478	521

※各年度5月1日現在の特別許可地区の生徒数及び特別支援学級の生徒数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
山王中	13	14	14	14	12	12	12	12	11	13	13	13	13	12	12	12	13	13	13	13	12	12
入間野中	15	15	14	13	12	11	12	11	10	10	10	10	9	9	9	9	9	16	15	14	13	14

※各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆生徒数・学級数の推計

	R	2	R	13	R	<u>1</u> 4	R	₹5	R	16	R	27
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
山王中	331	12	346	11	351	11	357	12	348	12	337	12
入間野中	530	15	547	15	500	14	516	14	505	14	523	15

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。







<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

○ 山王中学校特別許可地区では、中学校就学にあたり、子どもたちの小学校 からの繋がりにより入間野中学校を選択していて、山王中学校に就学する 生徒はいないことから、特別許可地区は廃止して地域の実態に即した通学 区域への見直しを検討する必要があります。

[※]保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より

[※]特別教室の内訳は、理科室、音楽室、技術室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室、 教育相談室及び進路資料・指導室の合計

[※]学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出

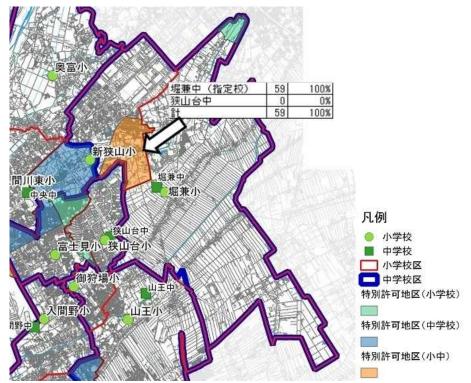
④ 堀兼中学校

<現状>

- 堀兼中学校特別許可地区は、昭和50年4月に新狭山小学校が開校した際に設定した通学区域であり、狭山台中学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の生徒数は399人、学級数は14学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、生徒数、学級数ともに減少する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の生徒が就学している学校は、指定校である堀兼中学校が59人(100.0%)、狭山台中学校が0人(0%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の生徒の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
堀兼中学校		(狭山台中学校への通学が可能) 大字青柳325、328、329、333-4、333-8~333-17、大字加佐志1~7、9~16、18~54、56~59、62、63、65~74、75-1、76-1、77-3、78~83、85、86、89~91、93、94、95-1、137-6、143、145-1、146~148、150~156、158~189、192~214、216~236、238~248、250~263、265~273、278~287、295、297、329~345、347~365、366-2、366-12、367~370、371-11、380-3、382-3、383~385、388-3、461、462、467、468、471~478、480、481、483~502、505、506、508~522、524~531、大字東三ツ木60、62、65、67~69、71、74、79~94、98、100~109、112~118、120~122、126~130、140~164、165-1、170-1、171、172-4、172-6、201、456-3、457-1、462



<令和元年6月21日現在 学務課調べ>

◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
堀兼中	\$46.3.31	23,120	14	17	399	3	14	2		29.6
狭山台中	S51.3.31	31,600	17	18	570	11	17	2		32

- ※生徒数は、令和元年5月1日現在
- ※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より
- ※特別教室の内訳は、理科室、音楽室、技術室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室、 教育相談室及び進路資料・指導室の合計

◆生徒数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
堀兼中	551	536	526	486	446	452	489	502	494	488	510	511	493	471	448	449	430	428	428	451	424	399
狭山台中	548	523	483	420	403	369	359	306	307	296	299	290	282	307	289	304	298	304	680	627	615	570

※各年度5月1日現在の特別許可地区の生徒数及び特別支援学級の生徒数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
堀兼中	15	15	15	14	13	13	14	14	14	14	16	17	16	15	14	14	14	14	14	14	13	14
狭山台中	15	15	13	11	11	10	10	9	9	9	9	9	9	10	9	9	9	9	21	20	19	17

※各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆生徒数・学級数の推計

	R	2	R	:3	R	<u>8</u> 4	R	! 5	R	16	R	27
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
堀兼中	389	14	390	14	406	14	402	14	393	14	363	12
狭山台中	580	18	616	18	594	18	581	18	522	17	549	17

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

○ 堀兼中学校特別許可地区では、中学校就学にあたり、子どもたちの小学校 からの繋がりにより堀兼中学校を選択していて、狭山台中学校に就学する 生徒はいないことから、特別許可地区は廃止して地域の実態に即した通学 区域への見直しを検討する必要があります。

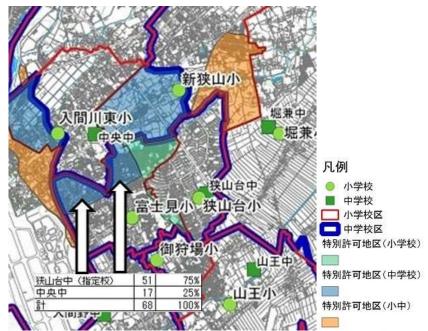
⑤ 狭山台中学校

<現状>

- 狭山台中学校特別許可地区は、平成28年3月に東中学校が閉校する際に 設定した通学区域であり、中央中学校への就学を選択することが可能です。
- 令和元年5月1日現在の生徒数は570人、学級数は17学級です。
- 令和2年度から令和7年度までの将来推計では、年度間で増減はあるもの の生徒数、学級数ともに概ね同程度で推移する見込みです。
- 令和元年5月1日現在、特別許可地区の生徒が就学している学校は、指定校である狭山台中学校が51人(75.0%)、中央中学校が17人(25.0%)です。

◆通学区域及び特別許可地区内の生徒の就学状況

学校名	通学区域	特別許可地区
张山 	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	



<令和元年6月21日現在 学務課調ベ>

◆学校施設の現況

	建築年度	敷地面積	保有する 普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援 児童数	学級数	内特別支援 学級数	通級学級数	教職員数
狭山台中	S51.3.31	31,600	17	18	570	11	17	2		32
中央中	S60.3.31	25,299	14	13	455	12	14	2	1	30

[※]生徒数は、令和元年5月1日現在

[※]保有する普通教室数及び特別教室数は、令和元年5月1日現在の学校施設台帳より

[※]特別教室の内訳は、理科室、音楽室、技術室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室、 教育相談室及び進路資料・指導室の合計

◆生徒数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
狭山台中	548	523	483	420	403	369	359	306	307	296	299	290	282	307	289	304	298	304	680	627	615	570
中央中	421	386	356	341	350	362	352	341	340	324	342	335	354	344	370	389	424	438	447	450	441	455

[※]各年度5月1日現在の特別許可地区の生徒数及び特別支援学級の生徒数を含んだ実数

<学務課資料より>

◆学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
狭山台中	15	15	13	11	11	10	10	9	9	9	9	9	9	10	9	9	9	9	21	20	19	17
中央中	12	11	10	10	11	11	10	9	10	9	10	9	11	9	10	11	12	12	12	12	14	14

[※]各年度5月1日現在の特別支援学級を含んだ実数

<学務課資料より>

◆生徒数・学級数の推計

	R	22	R	3	F	R4	R	R5	F	R6	F	27
	生徒数	学級数										
狭山台中	580	18	616	18	594	18	581	18	522	17	549	17
中央中	465	15	481	16	497	16	493	16	505	16	506	16

[※]この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に過去の特別許可地区平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していない。

※学級数は、中学1年生は38人、他は40人で算出

<学務課資料より>





<学務課資料より>

<課題と見直しの必要性>

- 狭山台中学校特別許可地区では、中学校就学にあたり、子どもたちの小学校からの繋がりにより狭山台中学校を選択していることから、特別許可地区は廃止して地域の実態に即した通学区域への見直しを検討する必要があります。
- 狭山台中学校特別許可地区の約8割の生徒が狭山台中学校に就学していますが、年度によりその割合が変化し、特別許可地区の生徒の就学状況の見通しが立ちにくいため、次年度の学級編成や教職員配置を検討する学級編成作業に支障が生じる要因の一つとなっていることから、こうした学校運営上の問題を解消するためには、特別許可地区は廃止して指定校への就学を検討する必要があります。

3 通学区域(特別許可地区)見直しの方針

特別許可地区のある小・中学校の現状と課題を踏まえたうえで、狭山市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱基準の別表1に定める基準に該当する児童・生徒を指定校以外の学校に就学させることを可能としている特別許可地区を廃止して、児童・生徒は狭山市立小・中学校通学区域に関する規則で定める指定された通学区域の小・中学校に就学するとともに、一部の通学区域については児童・生徒の就学状況に即した通学区域に見直します。

特に、就学する児童・生徒が急増し普通教室を確保していく必要がある入間川東小学校と中央中学校、及び生徒数の減少傾向が続き学校運営に支障をきたす恐れのある入間川中学校については早急な対応が必要であることから、当該小・中学校に就学することができる一部の特別許可地区を廃止し、児童・生徒は指定された通学区域の小・中学校に就学する見直しを優先して進め、それ以外の特別許可地区のある小・中学校についても順次廃止するとともに、通学区域の一部見直しを進めます。

なお、本市における児童・生徒数に大きな変化が見込まれるなど、学校を取り巻く 環境が今後より一層変化する場合は、学校の規模と配置の適正化を図る観点から、再 度検証を行い本基本方針の見直しを検討します。

具体的な内容

就学する児童が急増し普通教室数が不足する懸念が生じている入間川東小学校については、児童数の増加を抑制するため、入間川小学校と奥富小学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区を廃止し、児童は指定された小学校に就学することとします。

入間川東小学校は、通学区域の人口増により就学する児童数が増えていることに加えて、入間川小学校と奥富小学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区から入間川東小学校に就学する児童が増えたことで、令和2年度以降には普通教室数が不足する懸念が生じていることから、校舎を増築して普通教室を確保していく方策が考えられますが、入間川東小学校の敷地面積は小学校15校中最も狭隘であり、校庭にプレハブ等の仮設校舎を設置して普通教室数を増やすとなると、体育等の授業に支障を来すなど児童の学習環境に影響を及ぼします。また、校舎の大規模改修や改築による方策で普通教室を確保していくとなると中長期的な取り組みになります。

こうしたことから、まずは入間川東小学校の特別教室を可能な範囲で普通教室に転用するとともに、入間川東小学校の児童数を抑制するため、入間川小学校及び奥富小学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区を廃止し、児童は指定されたそれぞれの小学校に就学することとします。

なお、入間川小学校及び奥富小学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区 の廃止については、早急な対応が必要なため令和3年4月とします。

◆現行と特別許可地区を廃止した場合の児童数及び学級数の推計

入間川小学校

<現行の推計>

R	12	R	.3	R	4	R	.5	R	6	R	.7
児童数	学級数										
517	18	543	19	558	19	538	19	549	20	555	20

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	:3	R	4	R	:5	R	:6	R	:7
児童数	学級数								
561	18	585	21	574	20	594	20	609	20

この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に入間川小学校特別許可地区から入間川東 小学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要 因は考慮していません。

※小学校の学級数は、1・2年生は35人、3年生から6年生は40人で算出

入間川東小学校

<現行の推計>

R	22	R	.3	R	4	R	.5	R	.6	R	.7
児童数	学級数										
633	22	645	22	653	22	671	23	669	22	649	20

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	:3	R	4	R	15	R	16	R	:7
児童数	学級数								
625	21	623	21	631	21	619	21	589	20

この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に入間川小学校特別許可地区と奥富小学校 特別許可地区から入間川東小学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自 然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

※小学校の学級数は、1・2年生は35人、3年生から6年生は40人で算出

奥富小学校

<現行の推計>

R	2	R	.3	R	4	R	.5	R	.6	R	.7
児童数	学級数										
333	12	321	12	302	12	290	12	278	12	255	11

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

F	₹3	F	<u>1</u> 4	R	1 5	R	R 6	R	27
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
323	12	305	12	294	12	283	12	261	11

この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に奥富小学校特別許可地区から入間川東小学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

※小学校の学級数は、1・2年生は35人、3年生から6年生は40人で算出

生徒数の減少傾向が続き学校運営に支障をきたす恐れのある入間川中学校と 就学する生徒が増加し普通教室数が不足する懸念が生じている中央中学校につ いては、入間川中学校の通学区域から中央中学校に就学する生徒を抑制するた め、入間川中学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区を廃止し、生徒 は指定された中学校に就学することとします。

入間川中学校は、同校の通学区域の一部に設定している特別許可地区から中央中学校へ就学する生徒が増えるなどの影響も加わり、生徒数が減少傾向にあることで学校の規模が小規模化し、教科ごとに専門の教科担任をすべて配置できず、教育の質を保つことが難しいなど継続的な教科指導上の問題が生じる恐れがあるとともに、部活動の運営では、特に、集団競技の部員を確保するのが厳しい状況が生じていることから、入間川中学校の通学区域から中央中学校に就学する生徒を抑制する必要があります。

また、中央中学校は、入間川東小学校に在籍していた生徒や入間川中学校の通学区域から就学する生徒が増えていて、こうした状況が続くと令和4年度以降には普通教室数が不足する懸念が生じていることから、中央中学校の生徒数の増加を抑制する必要があります。

こうしたことから、入間川中学校の通学区域から中央中学校に就学する生徒数を抑制するため、入間川中学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区を廃止し、 生徒は指定された中学校に就学することとします。

なお、入間川中学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区の廃止については、早急な対応が必要なため令和3年4月とします。

◆現行と特別許可地区を廃止した場合の生徒数及び学級数の推計

中央中学校

<現行の推計>

	R2			13	R	:4	R	15	R	.6	R	
生徒数	学級	数	生徒数	学級数								
465	15		481	16	497	16	493	16	505	16	506	16

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

ı	₹3	R	4	R	:5	R	86	R	.7
生徒数	学級数								
447	14	446	15	442	14	454	14	455	15

この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に入間川中学校特別許可地区と狭山台中学校特別許可地区から中央中学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

※中学校の学級数は、1年生は38人、2・3年生は40人で算出

入間川中学校

<現行の推計>

y=14 4F-101											
R	2	R	1.3	R4		R5		R6		R7	
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
246	7	261	8	282	9	297	9	297	9	301	9

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	:3	R	R4		R5		6	R7		
生徒数	学級数									
293	8	330	10	345	10	345	10	349	11	

この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に入間川中学校特別許可地区から中央中学校に就学する平均就学者数と中央中学校特別許可地区から入間川中学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。 ※中学校の学級数は、1年生は38人、2·3年生は40人で算出

入間川小学校、奥富小学校及び入間川中学校以外の特別許可地区を設定している小・中学校については、児童・生徒の就学状況に即した通学区域とするため、それぞれの小・中学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区の廃止及び通学区域の一部見直しを実施し、児童・生徒は指定された小・中学校に就学することとします。

市全体では、少子化の進行等により市内の多くの小・中学校の児童・生徒が減少傾向にあり、人口急増期や小・中学校の統廃合時等に設けられた特別許可地区そのもの

が形骸化している状況も見受けられることから、入間川小学校、奥富小学校及び入間 川中学校以外の特別許可地区を設定している小・中学校についても、それぞれの小・ 中学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区の廃止とともに、通学区域の一 部見直しを実施し、児童・生徒は指定された小・中学校に就学することとします。 なお、当該通学区域の見直し時期については、令和4年度以降とします。

◆現行と特別許可地区を廃止した場合見の児童・生徒数及び学級数の推計

富士見小学校

<現行の推計>

R	12	R3		R4		R5		R6		R7	
児童数	学級数										
667	23	639	23	624	23	613	22	626	23	573	22

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	24	R	:5	R	16	R7		
児童数	児童数 学級数 児童数		学級数	児童数 学級数		児童数	学級数	
639	639 23		22	651	23	603 22		

この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に富士見小学校特別許可地区から狭山台小学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

※小学校の学級数は、1・2年生は35人、3年生から6年生は40人で算出

堀兼小学校

<現行の推計>

/-/-	- 2214 - 1 PP F 1 -										
R2		R3		R4		R5		R6		R7	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
259	13	255	12	252	11	249	10	236	9	231	8

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	4	R	:5	R	:6	R7		
児童数 学級数		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
263	11	259	10	245	9	239	8	

この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に堀兼小学校特別許可地区から新狭山小学校に就学する平均就学者数及び新狭山小学校特別許可地区から堀兼小学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

※小学校の学級数は、1・2年生は35人、3年生から6年生は40人で算出

新狭山小学校

<現行の推計>

R	.2	R3		R4		R5		R6		R7	
児童数	学級数										
480	19	487	19	467	17	459	17	487	18	521	18

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	4	R	:5	R	16	R7		
児童数	皇		児童数	学級数	児童数	学級数		
470	17	463	17	492	18	527	18	

この推計は、令和元年5月1日現在の児童数に入間川東小学校特別許可地区と堀兼小学校特別許可地区から新狭山小学校に就学する平均就学者数及び新狭山小学校特別許可地区から堀兼小学校または狭山台小学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

※小学校の学級数は、1・2年生は35人、3年生から6年生は40人で算出

山王中学校

<現行の推計>

R	22	R3		R4		R5		R6		R7	
生徒数	学級数										
331	12	346	11	351	11	357	12	348	12	337	12

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	4	R	15	R	16	R7		
生徒数	生徒数 学級数 生徒数 学級数		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
399	14	405	14	396	14	385	13	

この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に山王中学校特別許可地区から入間野中学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は加味していません。

※中学校の学級数は、1年生は38人、2・3年生は40人で算出

入間野中学校

<現行の推計>

R	22	R3		R4		R5		R6		R7	
生徒数	学級数										
530	15	547	15	500	14	516	14	505	14	523	15

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R	4	R	15	R	6	R7		
生徒数 学級数		生徒数 学級数		生徒数	学級数	生徒数	学級数	
452	13	468	14	457	14	475	14	

この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に山王中学校特別許可地区から入間野中学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

※中学校の学級数は、1年生は38人、2・3年生は40人で算出

堀兼中学校

<現行の推計>

R	12	R	.3	R	4	R	.5	R	.6	R	.7
生徒数	学級数										
389	14	390	14	406	14	402	14	393	14	363	12

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

R4		R5		R6		R7	
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
391	14	387	14	378	13	348	12

この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に中央中学校特別許可地区から堀兼中学校に就学する平均就学者数及び堀兼中学校特別許可地区から狭山台中学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。 ※中学校の学級数は、1年生は38人、2·3年生は40人で算出

狭山台中学校

<現行の推計>

R	12	R	1.3	R	4	R	.5	R	.6	R	
生徒数	学級数										
580	18	616	18	594	18	581	18	522	17	549	17

<特別許可地区を廃止した場合の推計>

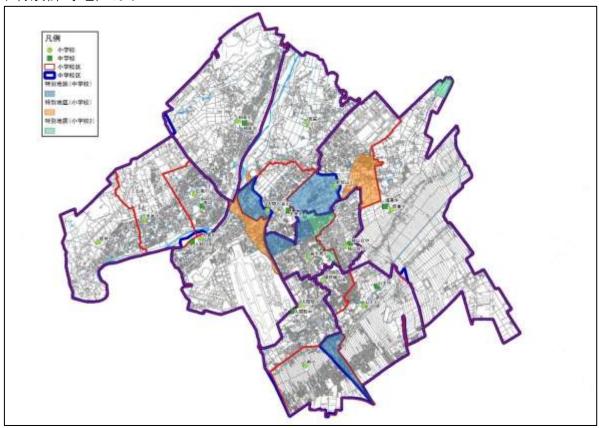
R	4	R5 R6		R7			
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
612	18	599	18	540	17	567	18

この推計は、令和元年5月1日現在の生徒数に狭山台中学校特別許可地区から中央中学校に就学する平均就学者数及び堀兼中学校特別許可地区から狭山台中学校に就学する平均就学者数を踏まえて推計したもので、自然増減及び社会増減等の要因は考慮していません。

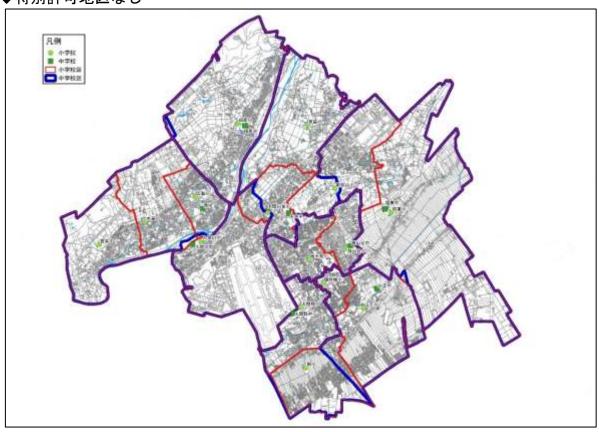
※中学校の学級数は、1年生は38人、2・3年生は40人で算出

現行の通学区域図

◆特別許可地区あり



◆特別許可地区なし



見直しにともなう経過措置

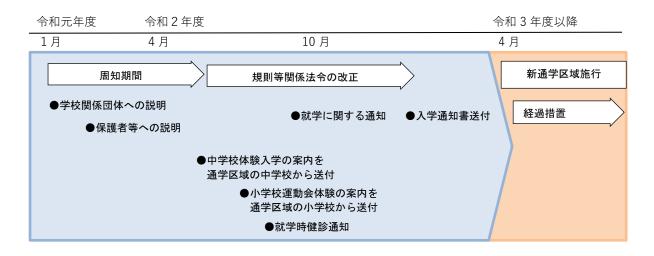
- 現に小・中学校に在学する児童・生徒は、引き続き在学する小・中学校に就学することができることとします。
- 新入学の児童・生徒は、兄または姉が在学している小・中学校への就学を希望 する場合は、就学することができることとします。
- 小学校卒業後、兄または姉が在学していた中学校への就学を希望する場合は、 当該中学校へ就学することができることとします。

見直しに関する周知

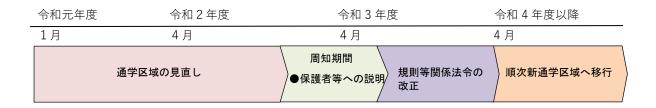
- 小・中学校の通学区域(特別許可地区)の見直しを進めるにあたっては、学校ごとに説明会を開催するとともに、市のホームページなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報を提供していきます。
- 一定の周知期間を設けて、円滑な移行に向けた取組みを進めていきます。

見直しのスケジュール

○ 入間川小学校、奥富小学校及び入間川中学校の通学区域



○ 入間川小学校、奥富小学校及び入間川中学校以外の通学区域



資 料 編

〇学校教育法施行令抜粋

昭和二十八年政令第三百四十号

(入学期日等の通知、学校の指定)

- 第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校(法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。)及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

〇狭山市立小・中学校管理規則抜粋

昭和32年教育委員会規則第1号

(通学区域)

第16条 学校の通学区域は、別に教育委員会規則で定めるところによる。

- **〇狭山市立小・中学校通学区域に関する規則抜粋** 昭和 58 年教育委員会規則第 2 号 (目的)
- 第1条 この規則は、狭山市立小・中学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第1号)第16条の規定に基づき、狭山市立小・中学校(以下「学校」という。)の通学 区域を定めることを目的とする。

(通学区域)

- 第2条 学校の通学区域は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。 (学校の指定)
- 第3条 小学校就学の年齢に達し就学する児童及び小学校を卒業し中学校に就学する生徒については、前条に定めるところにより、就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めた場合には、就学すべき学校の指定について調整することができる。

別表第1(第2条関係)

学校名	通学区域	特別許可地区
狭山市立入間川 小学校	入間川 3273、入間川 1 丁目、入間川 3 丁目、入間川 4 丁目、鵜ノ木、稲荷山 1 丁目、稲荷山 2 丁目	(入間川東小学校への通学が可能) 入間川 3273、入間川 1 丁目 1 番~8 番、16 番~21 番、23 番、24 番、入 間川 3 丁目 1 番~4 番、6 番、21 番、 22 番、30 番~33 番
狭山市立入間川 東小学校	狭山、入間川 767、768、771、772、1648 ~1660、1662~1670、1679~1689、1717 ~1724、1726~1729、1737~1744—1、 1745~1747—1、1748~1825、1828、1834 ~1855、入間川 2 丁目、祇園、中央 1 丁目 27 番 1 号~4 号、28 番、29 番	(新狭山小学校への通学が可能) 入間川 767、768、771、772
狭山市立富士見小学校	入間川 1237、1260、1263、1264、1266、1282、1400、1402、1407~1417、1434~1443、1448~1451、1453~1476、1494~1503(字上窪)、1506、1527-3、1529-3、1529-6、1531-10、1532、1533、1638、1647、1730~1733、3133、中央1丁目1番~26番、27番(8、10、11、19、33)号、30番~49番、中央2丁目、中央3丁目1番、2番、3番(2~8、10~22、25、61~63)号、4番5号、9番、10番(1~3、11)号、11番(5~8、20~22、26~28、37)号、中央4丁目、富士見1丁目、富士見2丁目1番~18番	(狭山台小学校への通学が可能) 入間川 1400、1402、1407~1414、1416、1417、1451、1453、1454、1455、1460-8~1460-25、1463、1464、中央2丁目、中央3丁目1番、2番、3番(2~8、10~22、25、61~63)号、4番5号、9番、10番(1~3、11)号、11番(5~8、20~22、26~28、37)号
狭山市立南小学校	大字南入曽 406-12、423-1、423-7、423-8、423-10~423-12、426~456-18、459-1、459-25、459-26、459-28、550~551-1、553、553-1、553-4、553-7、554-1~567-8、585-9、1021~1038、1044、1046~1048、1052、1054、1061、1062、1065~1067、1078、1086、1126-2、1126-10、1130-1、1131~1147-7、1150~1158、大字水野410~413-1、426~430-2、437~487-16、490~527-5、529~537-9、539~540-5、541~546、548-1、548-2、548-5、548-8、549~553、557、560~568、570~590、591~603(字月見野)、607、608、610~615、619、622~628、632、635~642、646~745、747~781、791、796~798、800~810、812~859、861~949、951~1046、1048~1050、1058、1059-1、1061、1065~1067-5、1067-8、1067-44、1068~1123、1125、1127、1129~1145、1149~1215、1217、1219~1231、1233~1237、1239~1277、	

	<u>_</u>	
	$1279 \sim 1289$, $1291 \sim 1297$, $1300 \sim 1318$	
狭山市立山王小学校	大字北入曽 1~208、211、212、215、216、218、219、232、564~672、1443~1461、1464~1467、1469~1500、1504~1508、1514、1517~1523、1902、1903、大字南入曽 1~380、480、481、大字水野 1、3~176、179~191、194~236、238~253、255~267、270~281、283~295、297~304、307~321、324~327、329~335、338~349、351~358、360~369、372~382、384、386~393、397~409、414~416、420、422~425、431、432、434~436、591~606(字松か岡)、大字堀兼1660~1934、1936~1939、2105~2382、2547、2596、大字加佐志 532~590	
狭山市立入間野小学校	入間川 3143-1~3143-3、3143-5~3143-24、3143-30~3143-57、3145-2~3145-6、3145-8、3145-33~3145-42、3146、3147、3151、3153~3161、3171~3183、3191~3194、3195-2、富士見2丁目19番~26番、大字北入曽256~281、285~371、462、756~771、777~936、942~1366、1377、1399、1524、大字南入曽381~48、383-1~386-3、388~402-1、404~406-11、408~413、415-1~420-23、422-1~422-6、423-2、425-3~425-5、425-9~425-13、458-2~458-7、459-5、459-8、459-9、459-11、459-12、459-16~459-23、459-27、460~479、482~542、547~548-3、552-1~552-20、553-5、570~574-20、578-1~584、591~1020、1159~1159-6、1161-1~1161-3	
狭山市立御狩場 小学校	入間川 1418~1433、1444~1447、1485 ~1504(字平野)、3140~3142、3143- 4、3143-25~3143-29、3143-58~ 3143-61、3144、3145-1、3145-7、 3145-11、3145-13、3145-16~3145 -21、3145-24~3145-32、大字北入 曾 209、210、213、214、217、220~231、 233~255、372~439、441~444、446~ 461、463~481、484~523、525、526、 530~547、556~563、673~720、726、 729~736、738~751、755、772~776、 1525、1526	

	T	
狭山市立堀兼小学校	大字堀兼 1~1659、1935、1940~2104、2383~2546、2548~2595、2597 以上、大字上赤坂、大字中新田、大字青柳 1~324、326、327、330~332、340、344~1770、1782、1783、新狭山 1 丁目 13~19	(新狭山小学校への通学が可能) 大字青柳 953~962、964~966、1510 ~1520、1522、1528~1532、1537~ 1540、1542、1546、1547、1549、1551、 1552、1554~1556、1558~1562、 1564、1565、1567~1569、1571~ 1575、1578、1579、1581~1584、1586 ~1590、1594~1597、新狭山1丁目 18、19
狭山市立狭山台	中央3丁目3番(31、33、37、41、43	
小学校	~46、48、51、53、57、59) 号、4番(8~10、12、13、15) 号、5番~8番、10番(5、7) 号、11番(30、31、48) 号、12番~14番、狭山台1丁目、狭山台2丁目、狭山台3丁目、狭山台4丁目	
狭山市立新狭山小学校	沢、入間川 632~659、716~717、722~736、856~971、974~980、989~1009、1023~1031、1093~1118、1122~1131、1133~1138、1154~1167、1173~1177、1186、1187、1189~1192、1196~1200、1204~1226、1229、1230、1232~1236、1240、大字青柳 325、328、329、333、343、大字加佐志 1~531、大字東三ツ木、新狭山1丁目1番~12番、新狭山2丁目、新狭山3丁目	(堀兼小学校・狭山台小学校への通学が可能) 大字青柳 325、328、329、333-4、333-8~333-17、大字加佐志 1~7、9~16、18~54、56~59、62、63、65~74、75-1、76-1、77-3、78~83、85、86、89~91、93、94、95-1、137-6、143、145-1、146~148、150~156、158~189、192~214、216~236、238~248、250~263、265~273、278~287、295、297、329~345、347~365、366-2、366-12、367~370、371-11、380-3、382-3、383~385、388-3、461、462、467、468、471~478、480、481、483~502、505、506、508~522、524~531、大字東三少木60、62、65、67~69、71、74、79~94、98、100~109、112~118、120~122、126~130、140~164、165-1、170-1、171、172-4、172-6、201、456-3、457-1、462
狭山市立奥富小 学校	大字上奥富、大字下奥富、大字柏原新 田	(入間川東小学校への通学が可能) 大字上奥富 1181、1182、1197~1203、 1220~1241、1244~1259、1525
狭山市立柏原小 学校	柏原	
狭山市立水富小 学校	大字上広瀬、広瀬台2丁目1番~6番、 広瀬台3丁目、大字下広瀬、広瀬1丁 目、広瀬2丁目、広瀬3丁目、大字根 岸505~677、根岸1丁目、根岸2丁目、 大字笹井617、618、621~623、627~ 680、682~700、笹井1丁目1番、15 番、16番	
狭山市立広瀬小	広瀬台1丁目、広瀬台2丁目7番~17	
学校	番、広瀬東1丁目、広瀬東2丁目、広	

	瀬東3丁目、広瀬東4丁目、つつじ野	
	大字根岸 678~705、大字笹井 487~	
学校	495,499~502,504~616,619,620,624	
	\sim 626,707 \sim 1196,1546 \sim 1761, 1835 \sim	
	3396、笹井1丁目2番~14番、17番~	
	36番、笹井2丁目、笹井3丁目	

別表第2(第2条関係)

学校名	通学区域	特別許可地区
狭山市立中央中学校	理字区域 沢、狭山、入間川 632~659、716、717、722~736、767、768、771、772、856~971、974~980、989~1009、1023~1031、1093~1118、1122~1131、1133~1138、1154~1167、1173~1177、1186、1187、1189~1192、1196~1200、1204~1226、1229、1230、1232~1236、1240、1648~1660、1662~1670、1679~1689、1717~1724、1726~1729、1737~1744-1、1745~1747-1、1748~1825、1828、1834~1855、入間川 2 丁目 7 番(1~12、24~46)号、8 番~17 番、18 番(31~47、50~70)号、39 番~43 番、祇園、中央1丁目 27 番(1~4)号、28 番、29 番、30 番 17 号、大字上奥富、大字下奥富、大字柏原新田	特別計可地区 (入間川中学校への通学が可能) 大字上奥富 1181、1182、1197~1203、 1220~1241、1244~1259、1525 (新狭山小学校在籍児童に限り、堀 兼中学校への新入学が可能) 沢、入間川 632~659、716、717、722 ~736、767、768、771、772、856~ 971、974~980、989~1009、1023~ 1031、1093~1118、1122~1131、1133 ~1138、1154~1167、1173~1177、 1186、1187、1189~1192、1196~1200、 1204~1226、1229、1230、1232~1236、 1240
狭山市立入間川 中学校	入間川 3273、入間川 1 丁目、入間川 2 丁目 1 番~6 番、7 番 (13~22、47、49) 号、18 番 (1~27、48、49) 号、19 番 ~38 番、入間川 3 丁目、入間川 4 丁目、 鵜ノ木、稲荷山 1 丁目、稲荷山 2 丁目	(入間川東小学校在籍児童に限り、中央中学校への新入学が可能) 入間川 3273、入間川 1 丁目 1 番~8 番、16 番~21 番、23 番、24 番、入 間川 2 丁目 1 番~6 番、7 番(13~ 22、47、49)号、18 番(1~27、48、 49)号、19 番~38 番、入間川 3 丁目 1 番~4 番、6 番、21 番、22 番、30 番~33 番

狭山市立山王中 学校

入間川 1418~1433、1444~1447、1485 \sim 1504 (字平野)、3140 \sim 3142、3143- $4, 3143-25\sim3143-29, 3143-58\sim$ 3143-61, 3144, 3145-1, 3145-7, 3145-11, 3145-13, $3145-16\sim3145$ -21、3145-24~3145-32、大字北入 曽 1~255、372~439、441~444、446~ 461, 463~481, 484~523, 525, 526, $530 \sim 547$, $556 \sim 720$, 726, $729 \sim 736$, $738 \sim 751, 755, 772 \sim 776, 1443 \sim 1461,$ $1464 \sim 1467, 1469 \sim 1500, 1504 \sim 1508,$ 1514、1517~1523、1525、1526、1902、 1903、大字南入曽 1~380、406-12、423 -1, 423-7, 423-8, $423-10\sim423 12, 426 \sim 456 - 18, 459 - 25, 459 - 26,$ $459-28, 480, 481, 550\sim551-1, 553,$ 553-1, $554-1\sim567-8$, 585-9, 1021 \sim 1026, 1028, 1029, 1030 $-2\sim$ 1030-50、1143~1158、大字水野 1、3~176、 $179 \sim 191, 194 \sim 236, 238 \sim 253, 255 \sim$ $267, 270\sim281, 283\sim295, 297\sim304,$ $307 \sim 321, 324 \sim 327, 329 \sim 335, 338 \sim$ $349, 351 \sim 358, 360 \sim 369, 372 \sim 382,$ $384, 386 \sim 393, 397 \sim 409, 410 \sim 413 -$ 1, 414~416, 420, 422~430-2, 431, $432, 434 \sim 467 - 1, 467 - 3 \sim 467 - 70,$ $467 - 75 \sim 467 - 77$, $467 - 79 \sim 467 115, 469 \sim 477, 478 - 74, 481 \sim 487 16, 501 \sim 507 - 1, 507 - 4, 513 \sim 516 1,516-8,516-9,523-5\sim523-10,$ $524 \sim 526$, 527 - 4, 527 - 5, 536, 537, 591~606 (字松か岡)、大字堀兼 1660~ $1934, 1936 \sim 1939, 2105 \sim 2382, 2547,$ 2596、大字加佐志 532~590

(入間野中学校への通学が可能) 大字南入曽 406-12、423-1、423-7、423-8、423-10~423-12、426 ~456-18、459-25、459-26、459 -28、550~551-1、553~553-1、 554-1~567-8、585-9、1021~ 1026、1028、1029、1030-2~1030-50、1143~1158、大字水野 410~413 -1、426~430-2、437~467-1、467 -3~467-70、467-75~467-77、 467-79~467-115、469~477、478 -74、481~487-16、501~507-1、 507-4、513~516-1、516-8~516 -9、523-5~523-10、524~526、 527-4、527-5、536、537

狭山市立入間野 中学校

入間川 3143-1~3143-3、3143-5~ 3143-24, $3143-30\sim3143-57$, 3145 $-2 \sim 3145 - 6$, 3145 - 8, $3145 - 33 \sim$ 3145-42, 3146, 3147, 3151, $3153\sim$ 3161, 3171~3183, 3191~3194, 3195-2、富士見2丁目19番~26番、大字北 入曽 256~281、285~371、462、756~ $771, 777 \sim 936, 942 \sim 1366, 1377, 1399,$ 1524、大字南入曽 381~381-48、383- $1 \sim 386 - 3$, $388 \sim 402 - 1$, $404 \sim 406 - 1$ 11, 408~413, 415-1~420-23, 422 $-1 \sim 422 - 6$, 423 - 2, $425 - 3 \sim 425 5,425-9\sim425-13,458-2\sim458-7,$ 459-1, 459-5, 459-8, 459-9, 459 $-11,459-12,459-16\sim459-23,459$ -27, $460\sim479$, $482\sim542$, $547\sim548$ -3, $552-1\sim552-20$, 553-4, 553- $5,553-7,570\sim574-20,578-1\sim584$

 $591 \sim 1020, 1027, 1030 - 1, 1031 \sim 1038,$ 1044, $1046 \sim 1048$, 1052, 1054, 1061, $1062, 1065 \sim 1067, 1078, 1086, 1126 2, 1126-10, 1130-1, 1131\sim1136,$ $1159 \sim 1159 - 6$ 、 $1161 - 1 \sim 1161 - 3$ 、大 字水野 467-2、467-71~467-74、467 $-78,468,478-1\sim478\sim73,478-75$ \sim 479, 480-11 \sim 480-14, 490 \sim 499, 507-7, 507-9, $507-11\sim507-13$, 507-15, $508\sim512$, $517\sim522$, 530, 532, 533, 545, 546, 548, 550~590, 591~603 (字月見野)、607、608、610~ 615, 619, 622~628, 632, 635~642, $646 \sim 745$, $747 \sim 781$, 791, $796 \sim 798$, $800 \sim 810, 812 \sim 859, 861 \sim 949, 951 \sim$ $1046, 1048 \sim 1050, 1058, 1059 - 1, 1061,$ $1065 \sim 1067 - 5$, 1067 - 8, 1067 - 44, $1068 \sim 1123$, 1125, 1127, $1129 \sim 1145$, 1149~1215, 1217, 1219~1231, 1233~ $1237, 1239 \sim 1277, 1279 \sim 1289, 1291 \sim$ $1297, 1300 \sim 1318$

狭山市立堀兼中 学校

大字堀兼 1~1659、1935、1940~2104、2383~2546、2548~2595、2597 以上、大字上赤坂、大字中新田、大字青柳、大字加佐志 1~531、大字東三ツ木、新狭山 1 丁目、新狭山 2 丁目、新狭山 3 丁目

(狭山台中学校への通学が可能) 大字青柳 325、328、329、333-4、333 -8~333-17、大字加佐志 1~7、9 \sim 16, 18 \sim 54, 56 \sim 59, 62, 63, 65 \sim 74, 75-1, 76-1, 77-3, 78 \sim 83, $85, 86, 89 \sim 91, 93, 94, 95 - 1, 137$ -6, 143, 145-1, 146 \sim 148, 150 \sim $156, 158 \sim 189, 192 \sim 214, 216 \sim 236,$ $238\sim248,\ 250\sim263,\ 265\sim273,\ 278$ \sim 287, 295, 297, 329 \sim 345, 347 \sim $365, 366-2, 366-12, 367\sim370,$ $371-11,380-3,382-3,383\sim385,$ 388-3, 461, 462, 467, 468, 471 \sim 478, 480, 481, 483~502, 505, 506, 508~522、524~531、大字東三ツ木 $60, 62, 65, 67 \sim 69, 71, 74, 79 \sim$ 94, 98, 100~109, 112~118, 120~ $122, 126\sim130, 140\sim164, 165-1,$ 170-1, 171, 172-4, 172-6, 201, 456-3, 457-1, 462

狭山市立狭山台 中学校	入間川 1237、1260、1263、1264、1266、1282、1400、1402、1407~1417、1434~1443、1448~1451、1453~1476、1494~1503(字上窪)、1506、1527-3、1529-3、1529-6、1531-10、1532、1533、1638、1647、1730~1733、3133、中央1丁目1番~26番、27番(8、10、11、19、33)号、30番~49番、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、富士見1丁目、富士見2丁目1番~18番、狭山台1丁目、狭山台2丁目、狭山台3丁目、狭山台4丁目	入間川 1237-2~1237-10、1260、1263、1264、1266、1282、1638-3、1647、1730~1733、中央1丁目1番~26番、27番(8、10、11、19、33)号、30番~49番、富士見1丁目1番~12番、13番(3~11、33、35~37)
狭山市立西中学 校 狭山市立柏原中	大字上広瀬、広瀬台1丁目、広瀬台2 丁目、広瀬台3丁目、大字下広瀬、広瀬1丁目、広瀬2丁目、広瀬3丁目、 広瀬東1丁目、広瀬東2丁目、広瀬東 3丁目、広瀬東4丁目、つつじ野、大字 根岸、根岸1丁目、根岸2丁目、大字 笹井、笹井1丁目、笹井2丁目、笹井 3丁目	
学校	1口 <i>J</i> 尔	

○ 狭山市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱基準

(趣旨)

この基準は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)及び狭山市立小・中学校通学区域に関する規則(昭和58年教育委員会規則第2号)に基づき指定した児童及び生徒の就学すべき小学校及び中学校の変更事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(地域指定校外就学許可申請)

児童又は生徒を指定校以外の学校に就学させようとする保護者は、狭山市教育委員会に地域指定校外許可申請書に必要な書類を添えて、申請することができる。

(区域外就学願)

本市以外の市町村に住所を有する児童又は生徒を、狭山市立小・中学校に就学させようとする保護者は、区域外就学願に必要な書類を添えて申請することができる。

(審査及び審査基準)

教育委員会は、申請を受理したときは、速やかに審査するものとする。また、審査基準については、別表 1、別表 2 のとおりとする。ただし、教育長が特別に必要があると認める場合はこの限りではない。

(決定及び通知)

各申請は、審査の結果に従い、それぞれ許可又は不許可の決定をする。また、決定後7日以内に保護者及び学校長にその決定を通知するものとする。

(許可の取消し)

教育委員会は、許可をした後、次に該当した場合は、許可を取り消し、改めて就 学すべき学校を指定するものとする。

- (1) 保護者の申立内容が事実に相違していたとき。
- (2) 学校長が児童及び生徒の指導上問題があると認めたとき。
- (3) その他教育長が特に必要と認めたとき。

附則

- この基準は、平成6年10月1日より施行する。 附 則
- この基準は、平成11年4月1日より施行する。 附 則
- この基準は、平成15年4月1日より施行する。 附 則
- この基準は、平成17年4月1日より施行する。 附 則
- この基準は、平成18年4月1日より施行する。 附 則
- この基準は、平成21年4月1日より施行する。 附 則
- この基準は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。 附 則
- この基準は、平成23年4月1日より施行する。 附 則
- この基準は、平成27年4月1日より施行する。

別表 1 地域指定校外就学基準

区分	許可基準等	必要書類等
転居	年度途中に学区外に転居しても、引き続き従前の学区の小・中学校に卒業するまで在学することを許可する。また、小学校卒業後についても、従前の学区の中学校への就学を許可する。	不要
転居予定	学年の途中で転居することが確定している場合には、転居先の学区の小・中学校への就学を学年または学期の始めより許可する。	建築請負契約書等転 居先が証明される書 類
仮住まい	住宅建築等のため、一時的に学区外へ仮住まいをする場合は、その住宅に居住するまで就学を許可する。	建築請負契約書等転 居先が証明される書 類
留守家庭	(1)保護者が共働き等のため留守家庭となり、 祖父母宅等より通学する場合、預かり先宅の 学区への就学を許可する。	共働きが証明される 書類等

	(2)保護者が自営業等により、店舗等から通学する場合、その店舗等の学区への就学を許可する。	店舗等が営業してい ることが証明できる 書類
	上記(1)(2)については、小学校卒業後、中学校への進学についても、引続き指定校変更を許可する。また、事由が解消した場合も継続する。	
公共事業及び災害	公共事業及び災害により学区外へ転居せざる を得ない場合、就学を許可する。小学校卒業 後中学校への進学についても、引続き指定校 変更を許可する。	不要
	指定校に通学することにより、その児童・生 徒に身体的支障等をきたすと思われる場合、 最寄りの学校への就学を許可する。	診断書
	いじめやその他の心身障害等の理由により、 指定校外への就学が望ましいと認められる場 合、学区外への就学を許可する。	学校長の所見
教育的配慮等	小学校在校時に活動実績等がある場合で、指 定校の中学校に希望する部活動が設置されて いない場合、希望する部活動がある自宅から 最寄りの中学校への就学を許可する。	学校長の所見等
	兄または姉が在学している小・中学校への就 学を希望する場合、就学を許可する。また当 該児童が小学校卒業後、兄または姉が在学し ていた中学校への就学を希望する場合も同様 とする。	不要
特別許可地区	< 狭山市立小・中学校通学区域一覧>を参 照。	不要
地域密着性	地域の自治会や子供会へ加入し交流活動がある場合、その地域の学区への就学を許可する。	地域密着性が確認で きる書類
上記以外	上記の理由以外で、教育委員会が指定校変更 の必要があると認める事由がある場合、就学 を許可する。	

別表 2 区域外就学基準

区分	許可基準等	必要書類等
転出	年度途中に市外に転出しても、引き続き従前 の学区の小・中学校に卒業するまで在学する 事を許可する。なお、小学校卒業後の進学に ついては、住民登録地の中学校とする。	不要
転入予定	学年の途中で狭山市に転入することが確定している場合には、転入先の学区の小・中学校への就学を学年または学期の始めより許可する。	建築請負契約書等転 入先が証明される書 類

仮住まい	住宅建築等のため、一時的に学区外へ仮住ま いをする場合は、その住宅に居住するまで就 学を許可する。	建築請負契約書等転 入先が証明される書 類
留守家庭	(1)保護者が共働き等のため留守家庭となり、 祖父母宅等より通学する場合、預かり先宅の 学区への就学を許可する。	共働きが証明される 書類等
	(2)保護者が自営業等により、店舗等から通学する場合、その店舗等の学区への就学を許可する。	店舗等が営業してい ることが証明できる 書類
	上記(1)から(2)については、小学校卒業までとする。中学校への進学については、住民登録地の市町村の中学校とする。また、事由が解消した場合も他市町村の小学校への転校とする。	
公共事業及び災害	公共事業及び災害により学区外へ転出せざる を得ない場合、就学を許可する。小学校卒業 後中学校への進学についても、引続き区域外 就学を許可する。	不要
教育的配慮等	指定校に通学することにより、その児童・生 徒に身体的支障等をきたすと思われる場合、 最寄りの学校への就学を許可する。	診断書
	いじめやその他の心身障害等の理由により、 指定学区外への就学が望ましいと認められる 場合、学区外への就学を許可する。さx	学校長の所見
上記以外	上記の理由以外で、教育委員会が区域外就学 の必要があると認める事由がある場合、就学 を許可する。	

基本方針策定経過

(1) 狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化検討会

月日	内容	
平成30年4月18日	・ 狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本 方針(平成30年3月改定)の関係団体への説明会について ・ 通学区域再編に向けた検討会(作業部会)の設置について ・ 今後のスケジュールについて	
平成30年11月20日	・ 通学区域の見直し作業部会中間報告について・ 入間川東小学校と特別許可地区のあり方(方向性)について・ 今後の具体的な進め方について	
平成31年3月29日	・ 通学区域の見直し作業部会最終報告について	
令和元年7月10日	・ 狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)見直しに 関する基本方針(素案)について ・ 通学区域(特別許可地区)見直しに係る今後のスケジュ ールについて	
令和元年11月22日	・ 狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)見直しに 関する基本方針(案)について ・ 今後のスケジュールについて	
令和元年12月12日	・ 狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)見直しに 関する基本方針(案)について	

(2) 狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化検討会通学区域見直し作業部会

月日	内容
平成30年7月27日	 ・ 狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針(平成30年3月改定)の概要について ・ 通学区域に関する根拠法令の確認 ・ 狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化検討会での意見 ・ 通学区域見直しの論点について ・ 通学区域見直しの視点について ・ 今後の進め方について
平成30年11月6日	・ 現状と課題について各課より報告・ 課題の整理について・ 入間川東小学校と特別許可地区のあり方(方向性)について・ 今後の具体的な進め方について

平成31年1月29日	特別許可地区を導入したことによる効果と課題の整理について今後のスケジュールについて通学区域の特別許可地区見直しに関する検討会への報告について
平成31年3月29日	・ 通学区域の特別許可地区見直しに関する検討会への報告 について
令和元年11月8日	・ 通学区域(特別許可地区)見直しに関する基本方針(案) について・ 特別許可地区(入間川地区)見直しのスケジュールについて・ 作業部会の今後の進め方について

(3) 総合教育会議

月日	内容
令和元年9月27日	・ 狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)の見直し に関する基本方針(案)について

(4) 定例教育委員会会議

月日	内容
令和元年12月20日	・ 狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)見直しに 関する基本方針(案)について